

## みやき町スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

みやき町スポーツ推進計画策定支援業務

### 2. 業務の目的

本業務は、町民のスポーツに関する意識やスポーツ施設の利用状況等からスポーツを取り巻く現状を把握するとともに、課題や問題点を分析し、「第三次みやき町総合計画」や国の「第3期スポーツ基本計画」等との整合性を図りつつ、今後のスポーツに関する施策についての基本的な方針や、効果的・効率的に推進するための具体的な方策を示すための「みやき町スポーツ推進計画」の策定を支援することを目的とする。

### 3. 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

### 4. 計画の期間

本計画は、町の最上位計画である「第三次みやき町総合計画」の計画期間との整合性を図るため、令和6年度（2024年度）から令和14年（2032年度）までの9年間を計画期間とする。

### 5. 業務の内容

#### (1) 現状把握（基礎調査）

次のア～ウについて整理・分析した結果を基礎調査報告書として取りまとめる。

ただし、調査項目及び分析方法については、町と協議し決定する。

(ア) 国・県の今後のスポーツ施策の動向。

(イ) 町内で活動するスポーツクラブ等の団体への意見聴取。

(ウ) 各種統計資料・推計資料に基づく本町の人口・世帯数等の推移、スポーツ又は健康に関するデータ。（人口、世帯、出生、死亡原因、健診の状況等）

#### (2) 計画策定の支援

(ア) 計画の骨子、素案、修正案、最終案、確定版などの策定に関する支援。

ただし、主に次の事項等について支援すること。

・上記(1)を踏まえた上で検証、分析を行い、町全体及び各分野における特性や現状の課題等を明確にすること。

・計画の構成について、専門的な見地から助言・提案すること。

・各分野の特性や現状の課題等に対する今後の取組みについて、専門的な見地から助言・提案すること。

・各分野の進捗管理のための指標及び数値目標の設定等について、専門的な見地から助言・提案すること。

(イ) パブリックコメント実施に関する支援。

(ウ) 計画策定の取組内容を周知するための効果的な広報方法の提案、原稿作成等。

#### (3) 会議の運営支援（合計3回程度）

(ア) 会議へ出席し、専門的な見地から助言・提案すること。

(イ) 会議関係資料を作成すること。

(ウ) 会議録等を整理すること。

(4) 計画書及び概要版の作成

(ア) 計画書及び概要版の構成の提案や作成及び製本印刷。

(イ) 計画書及び概要版に記載する図表、地図、イラスト、写真等の提供。

(5) その他

(1) ～ (4) に掲げるもののほか、計画策定に関し包括的な助言や支援。

6. 業務管理責任者

業務管理責任者は、業務内容に十分な経験と知識を有し、プロポーザル時に受託者が提出した配置予定の者とする。

なお、やむを得ない事由が生じた場合は、本町の承諾の上、同等以上の技術者と変更することができる。

7. 成果品

(1) 成果品は次のとおりとし、著作権及び所有権は本町に帰属するものとする。

(ア) みやき町スポーツ推進計画 本編版冊子 50部

概要版冊子 500部

(イ) その他会議資料・成果品及び関連資料一式

(2) 成果品は、電子データ一式 (word、Excel、PowerPoint 等) も併せて速やかに納品すること。

(3) 納品後、成果品に誤り又は訂正事項等が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し、再度納品すること。

(4) 成果品の納品場所は、みやき町総務部女子サッカー推進室とする。

8. 業務完了報告期限

令和6年3月29日 (金)

9. 委託料の支払方法

本業務が完了し検査に合格した後、一括で支払うこととする。

10. 遵守事項

(1) 契約後、速やかに業務計画書を提出し、本町の承諾を得ること。

(2) 本町担当者と十分な打合せを行い、業務を履行すること。

(3) 関係法令を遵守し、業務を履行すること。

(4) 業務の履行上知り得た秘密その他情報を業務以外の目的に使用しないこと。

(5) 業務の履行上必要な資料等がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後速やかに返却すること。

11. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合、本町と受託者が協議の上、決定する。

(2) 本仕様書は、本町が想定する最低限の業務の内容を示すもので、提案内容を制限するものではない。